

不利益処分個別票

| | |
|-------------------|---|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713) |
| 処分担当名 | 同上 |
| 処分の名称 | 障害補償費の支給の減額改定 |
| 概要 | 障害補償費の支給を受けている者は、指定疾病による障害の程度につき1年ごとに、また障害補償費の支給に関し特に必要があると認めるときは、診査を受けなければなりません。診査の結果、障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいてその障害の程度に応じて障害補償費の額が改定（減額）されます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 公害健康被害の補償等に関する法律第28条第2項 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準（昭和49年8月31日環境庁告示第47号） |
| 処分基準 | 第28条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。 2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なる場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第25条第1項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至った同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。 5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があったときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。 6 第2項（第4項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。 第25条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。 |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html |
| 備考 | |